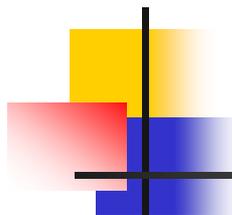


# 大阪府化学物質管理制度に ついて

大阪府 環境農林水産部 環境管理室  
環境保全課 化学物質対策グループ  
中村 智



# 目次

---

## 大阪府化学物質管理制度について

- 1. 現行制度の制定に係る背景**
- 2. 制度の概要**
- 3. 大阪府域における化学物質の現況**
- 4. 今後の取り組み**

# 1. 現行制度の制定に係る背景

---

# 1. 現行制度の制定に係る背景

## 化学物質と環境との関わり

国内で使用されている化学物質は約5万種類と推定され、様々な用途に使用することによって豊かな現代社会が成立

しかし

化学物質によっては、大気や水などの環境を経由して人や生態系に悪影響を与えることが懸念される

化学物質の製造・取扱いや環境への排出の規制及び化学物質の管理に関する制度の整備

# 1. 現行制度の制定に係る背景

## 日本における化学物質対策

製造や取扱い段階  
での規制

- ・ 化学物質審査規制法（化審法）  
新規化学物質の事前審査制度  
難分解・高蓄積・長期毒性を有する化学物質の製造等の規制

環境への排出段階  
での規制

- ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法等により有害化学物質の排出を規制

自主的取り組みの促進

- ・ 化学物質排出把握管理促進法（化管法・PRTTR法）  
国の指針に留意した管理、排出量等の把握・届出  
化学物質の取扱情報の提供
- ・ 大気汚染防止法による取組推進の枠組み  
有害大気汚染物質対策、揮発性有機化合物対策

# 1. 現行制度の制定に係る背景 (現行管理制度の制定前)

## 大阪府における化学物質対策(1)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年11月施行）」  
による規制的措置

### 1. 有害化学物質

- ① 目的 大気中への排出規制
- ② 対象物質 人の健康・生活環境に影響を生ずるおそれのある化学物質（22物質）←**規制的手法を講ずべき物質**
- ③ 対象事業者 規制対象施設を有する工場・事業場  
規制基準は排出口濃度基準又は設備・構造基準

### 2. 炭化水素類（揮発性有機化合物）

- ① 目的 光化学オキシダント・浮遊粒子状物質の抑制
- ② 対象物質 1気圧で沸点が150℃以下の炭化水素類
- ③ 対象事業者 9発生源及び24種類の施設を有する工場・事業場  
規制基準は設備構造基準又は原料使用基準

大防法に先行した  
取り組み

# 1. 現行制度の制定に係る経緯 (現行管理制度の制定前)

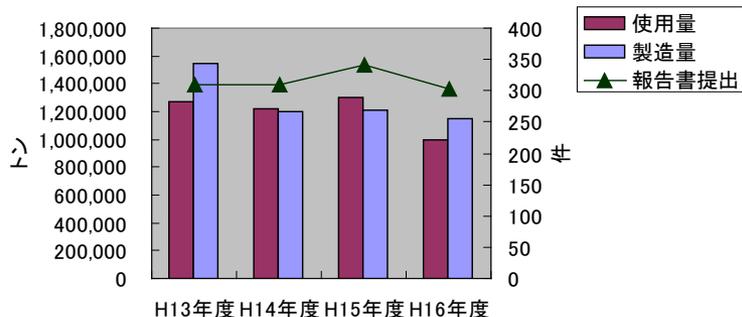
## 大阪府における化学物質対策(2)

### 「大阪府化学物質適正管理指針」による自主的取組の促進

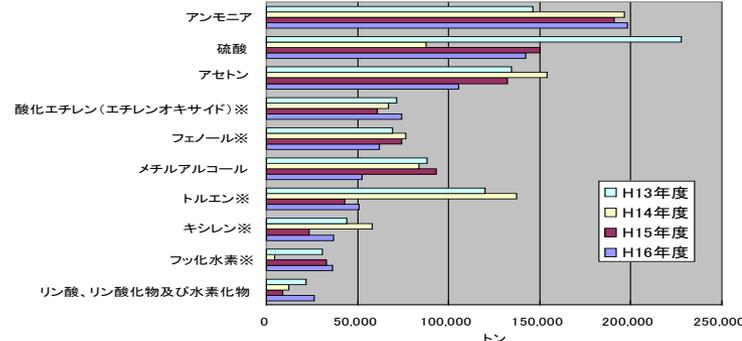
化管法に先行した  
取り組み

- ① 施行時期 平成7年5月（府条例に基づき制定）
- ② 目的 大気中への排出の抑制
- ③ 対象物質 人の健康・生活環境に影響を生ずるおそれのある化学物質（123物質）←**管理的手法を講ずべき物質**
- ④ 対象事業者 製造業で、一定量以上の管理物質を取扱う事業所
- ⑤ 事業者の責務 管理規定類の作成・報告、管理組織の整備、取扱量（使用量・製造量）の記録・報告、従業員教育、事故時の措置・報告など

管理物質の使用量・製造量及び報告書提出件数



使用量上位10物質とその量



# 1. 現行制度の制定に係る背景 (自主的取組の促進に関して)

## 問題点

1. 大阪府化学物質適正管理指針では、対象範囲が大気への排出抑制に限定されている点。
2. 化管法の指定化学物質が府指針の対象物質と重複するケースがあり、整合を図ることが必要である点。
3. 化管法に基づき化学物質管理方針・管理計画を策定している事業者は半数に満たず（平成17年5月 総務省勧告）、事業者による自主的な管理の改善の促進が不十分である点。
4. 大防法の改正（平成18年4月1日施行）により揮発性有機化合物（VOC）の排出量を削減するための事業者の自主的取組が一層進められてはいるが、検証・評価の仕組みが府民の目には見えない点。

# 1. 現行制度の制定に係る背景

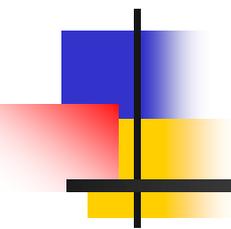
## 問題点の解決に向けて

課題に適切に対応するためには、現行の化管法や大防法の仕組みの拡張が必要。

国の第三次環境基本計画（平成18年4月）で定められた「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」の「重点的取組事項」の中で、「国及び地方公共団体」に期待される役割として、「環境リスク低減のための制度の構築・運用への取組」があげられている。

- 化学物質管理の改善を促進するための仕組みを大阪府の適正管理指針を精査の上、再構築。
- 国の制度との適切な役割分担のもとに、化学物質による府民の健康へのリスク及び生態系へのリスクの最小化を図るべく、環境リスク低減のための制度を構築。

## 条例改正 及び 新たな制度 の構築

A decorative graphic on the left side of the slide, consisting of a vertical black line and a horizontal black line intersecting at the origin. The background behind the intersection is a gradient of blue, red, and yellow.

## 2. 制度の概要

---

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度

# 制度策定の経緯

- **平成19年3月**  
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正  
～「化学物質の適正な管理」の規定を追加
- **平成20年4月**  
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の規則策定  
「大阪府化学物質適正管理指針」の策定
- **平成21年4月**  
制度に基づく届出の開始
- **平成21年10月**  
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の規則改正  
～化管法施行令での指定化学物質の追加等との整合

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度

# 目的

---

**化学物質による環境リスクを低減  
することを目的とする。**

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度

# 手法

**P R T R 制度を補完するとともに、本制度を通じて化学物質の自主的な管理を促進する。**

- **管理化学物質の設定**
- **届出制度（排出量等・管理計画・管理目標設定）**
- **結果の公表**
- **その他**

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度（管理化学物質）

# 第一種管理化学物質

- 化管法で指定された第一種指定化学物質（462物質）
- 大阪府の独自指定物質（23物質）
- 揮発性有機化合物（VOC）
  - ・ 塗装・印刷・接着過程で使用される揮発性有機化合物
  - ・ 上記以外で使用される揮発性有機化合物（1気圧で沸点150℃以下の有機物）

※VOCには第一種指定化学物質及び大阪府独自指定物質における該当物質も含む。

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度（管理化学物質）

# 大阪府独自指定物質 + VOC

- 1 エチレングリコールモノブチルエーテル
- 2 ギ酸
- 3 2-クロロ-1, 3-ブタジエン（別名クロロブレン）
- 4 クロロメチルメチルエーテル
- 5 酢酸ブチル
- 6 三塩化リン
- 7 シクロヘキサノン
- 8 シクロヘキサン
- 9 3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ジアミノビフェニル（別名ジアニシジン）
- 10 チオセミカルバジド
- 11 2, 4, 6-トリアミノ-1, 3, 5-トリアジン（別名メラミン）
- 12 3, 5, 5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン（別名イソホロン）
- 13 1-ナフチルアミン
- 14 2, 2', 2''-ニトリロトリエタノール（別名トリエタノールアミン）
- 15 1-ブタノール
- 16 2-ブタノン（別名メチルエチルケトン）
- 17 2-フランメタノール（別名フルフリルアルコール）
- 18 メタノール（別名メチルアルコール）
- 19 1-メチル-4-ニトロベンゼン（別名p-ニトロトルエン）
- 20 4-メチル-2-ペンタノン（別名メチルイソブチルケトン）
- 21 硫酸ジエチル
- 22 硫酸ジメチル
- 23 リン酸ジブチル
- 24 条例第十七条第二項に規定する揮発性有機化合物（事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるものにおいて、一気圧の状態で沸点が摂氏一五〇度以下であるものに限る。）

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度（届出制度）

## 届出の種類

- 第一種管理化学物質の排出量・移動量、  
取扱量等の届出
  - 化学物質管理計画書の届出
  - 化学物質管理目標決定及び目標達成状況の届出
- 
- 緊急事態発生時の講じた措置等の届出  
(緊急事態発生時のみ)

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度（届出制度）

# 排出量等の届出対象事業者

	排出量・移動量・取扱量等の届出	(参考) P R T R 制度
①対象業種	23業種(*)	23業種(*)
②従業員数	会社全体で21人以上	会社全体で21人以上
③取扱量等	第一種管理化学物質の年間取扱量1トン(一部0.5トン)以上	第一種指定化学物質の年間取扱量1トン(一部0.5トン)以上、または <b>特別要件施設を設置</b>

注) ①～③の全てを満たす場合に届出が必要

\* ) 平成23年度の届出から医療業を含む24業種になる。

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度（届出制度）

# VOCの届出

VOCについては、他の物質と異なり、総量として年間の取扱量が1トン／年以上の場合を届出対象とする。（約300種類のVOC）

- VOCは有害性だけでなく、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質としての一面を持つ。
- 大阪府域には中小の事業所（金属製品製造業・出版印刷業等）が多く、多種のVOCを扱うが、個々では1トンに満たない（総量では1トン以上）ケースが多い。
- VOCの自主的管理や削減状況を、排出量等の届出により目にみえるようにする。

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度（届出制度）

# 排出量等の届出内容

新たに  
取扱量の届出

#### 第1種管理化学物質

<排出量>

<移動量>

<取扱量>

PRTR対象物質  
(354物質)

平成23年度から462物質

府条例独自  
指定物質37物質  
+VOC

平成23年度から23物質

#### ■PRTRの届出

従来どおりの届出。

#### ■条例の届出

平成21年度から  
前年度分の実績を  
届出。

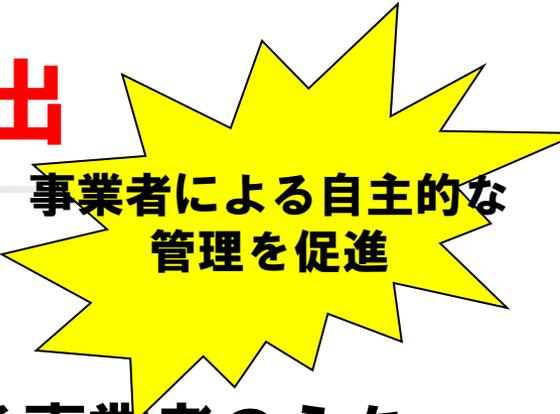
府条例独自指定物質37物質とVOCは、  
排出量、移動量も届出。

平成23年度から23物質

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度（届出制度）

# 化学物質管理計画書の届出



事業者による自主的な  
管理を促進

### ○届出対象

排出量・移動量・取扱量の届出対象事業者のうち、  
常時使用される従業員数50人以上の事業所を府内に  
持つ事業者

### ○届出内容

常時使用される従業員数50人以上の事業所ごとの、

- ・ 化学物質の管理体制
- ・ 緊急事態に対処するための計画

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度（届出制度）

# 化学物質管理目標決定及び目標達成状況 の届出



事業者による  
PDCAサイクル  
の構築

## ○届出対象

化学物質管理計画書の届出対象となる事業所を持つ事業者

## ○届出内容

- 化学物質管理目標
- 目標を達成するための具体的方策に関する計画
- 目標を達成するために実施した対策の内容
- 目標の達成状況

## 2. 制度の概要

### 大阪府化学物質管理制度（届出制度）

## 届出期間・確認等

#### ○各種届出の期間

毎年度4月1日から9月30日まで  
（排出量等は前年度把握分）

#### ○届出事業者への確認作業等

- ・電話での聞き取り、電子メール・FAXでのやりとり
- ・多量排出事業所等への立ち入り

#### ○予想届出件数（平成21年度）

- ・排出量等：約1,300件
- ・管理計画：約 560件
- ・管理目標：約 560件

## 2. 制度の概要

大阪府化学物質管理制度（結果の公表・その他）

### 結果の公表等



府民等への周知

#### ○公表（報道提供・HP掲載）

- ・ 時期：年度末（毎年3月末頃）
- ・ 内容：排出量等（物質・業種・地域別等）  
目標（物質・業種別等）  
環境に配慮した取り組み事例の紹介等

#### ○その他

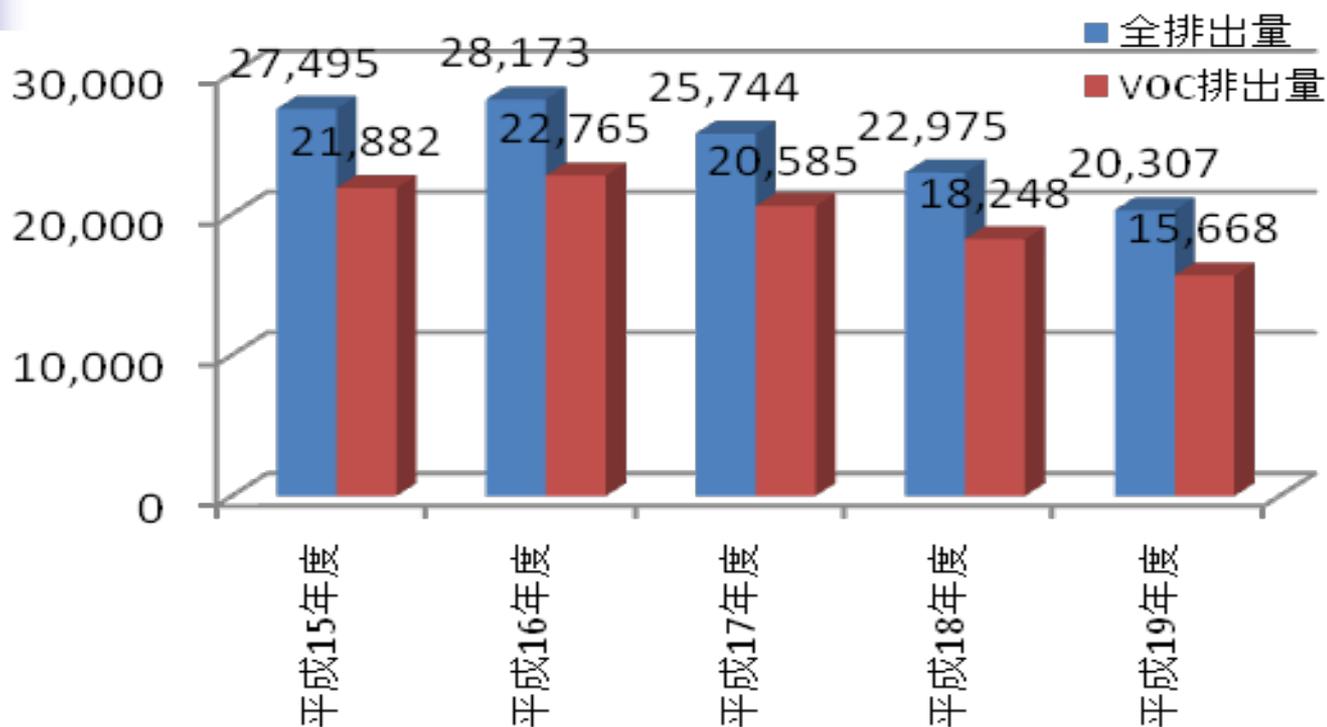
- ・ リスクコミュニケーション  
→今後計画的に実施

# 3. 大阪府域における 化学物質の現況

---

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 化学物質関係（P R T Rデータ）

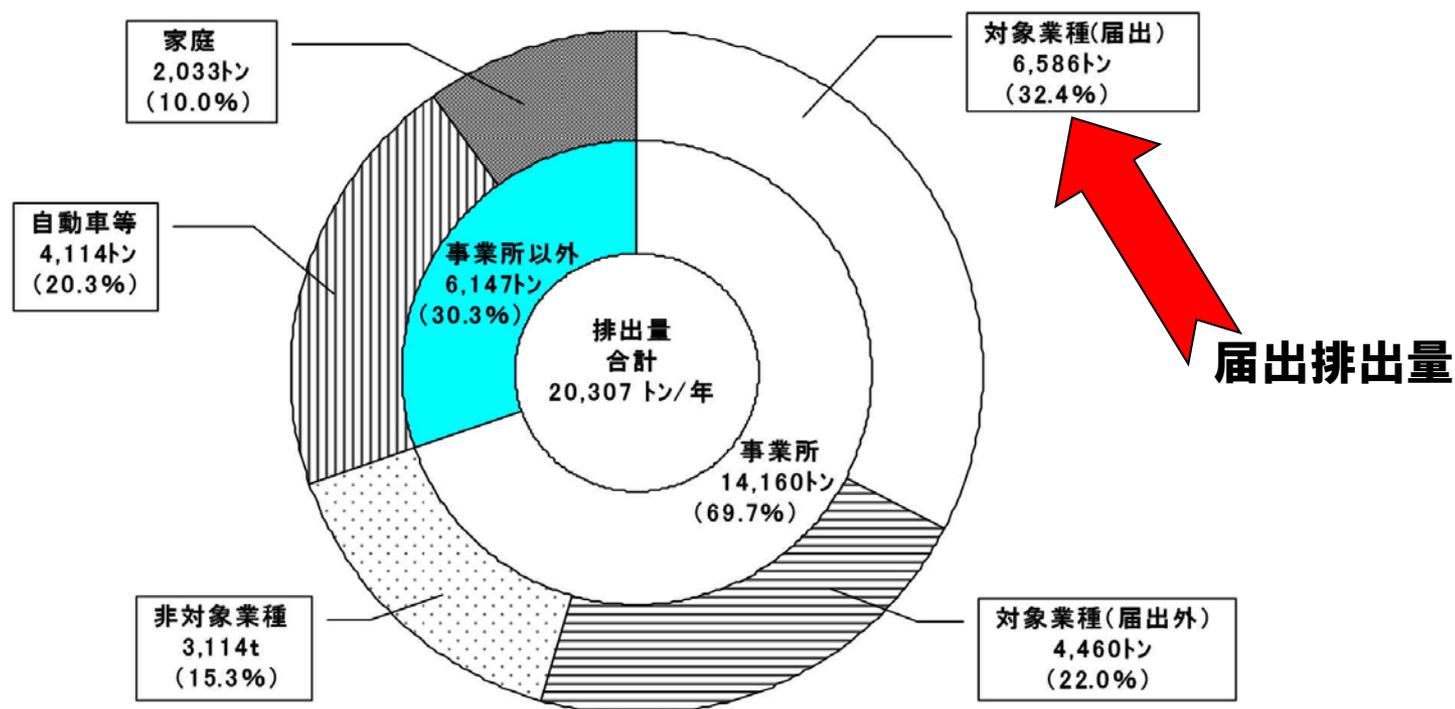
## 環境中への排出量の経年変化



- 排出量は減少傾向にある。
- 全排出量に占めるVOC排出量の割合が約8割程度となっている。

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 化学物質関係（P R T Rデータ）

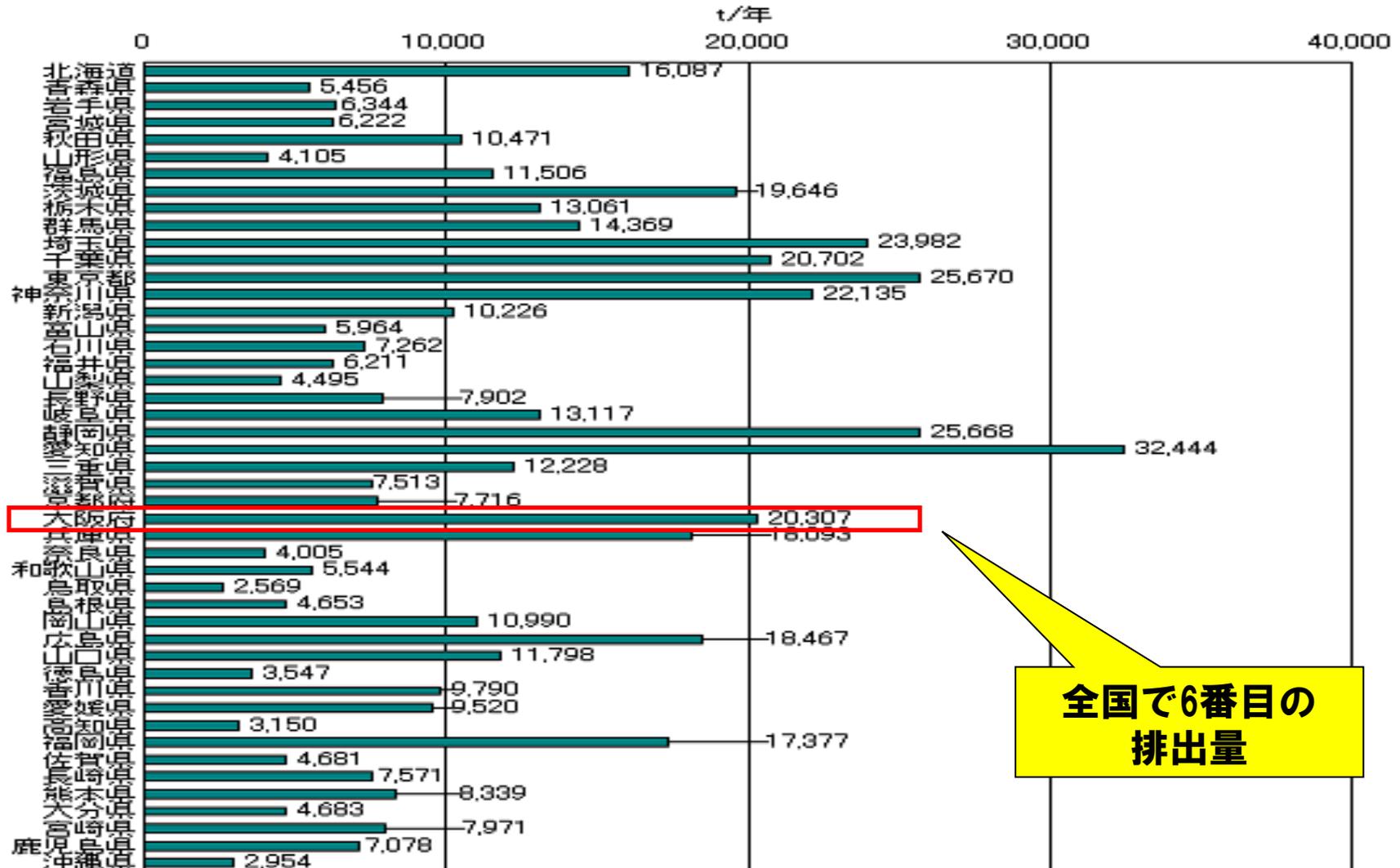
## 排出源別の排出量の割合（平成19年度）



○排出量のうち届出量の占める割合は32.4%であり、推計値の占める割合の高いのが現状である。

# 3. 大阪府域における化学物質の現況 化学物質関係（P R T Rデータ）

## 都道府県別の排出量（平成19年度）



全国で6番目の  
排出量

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 化学物質関係（PRTRデータ）

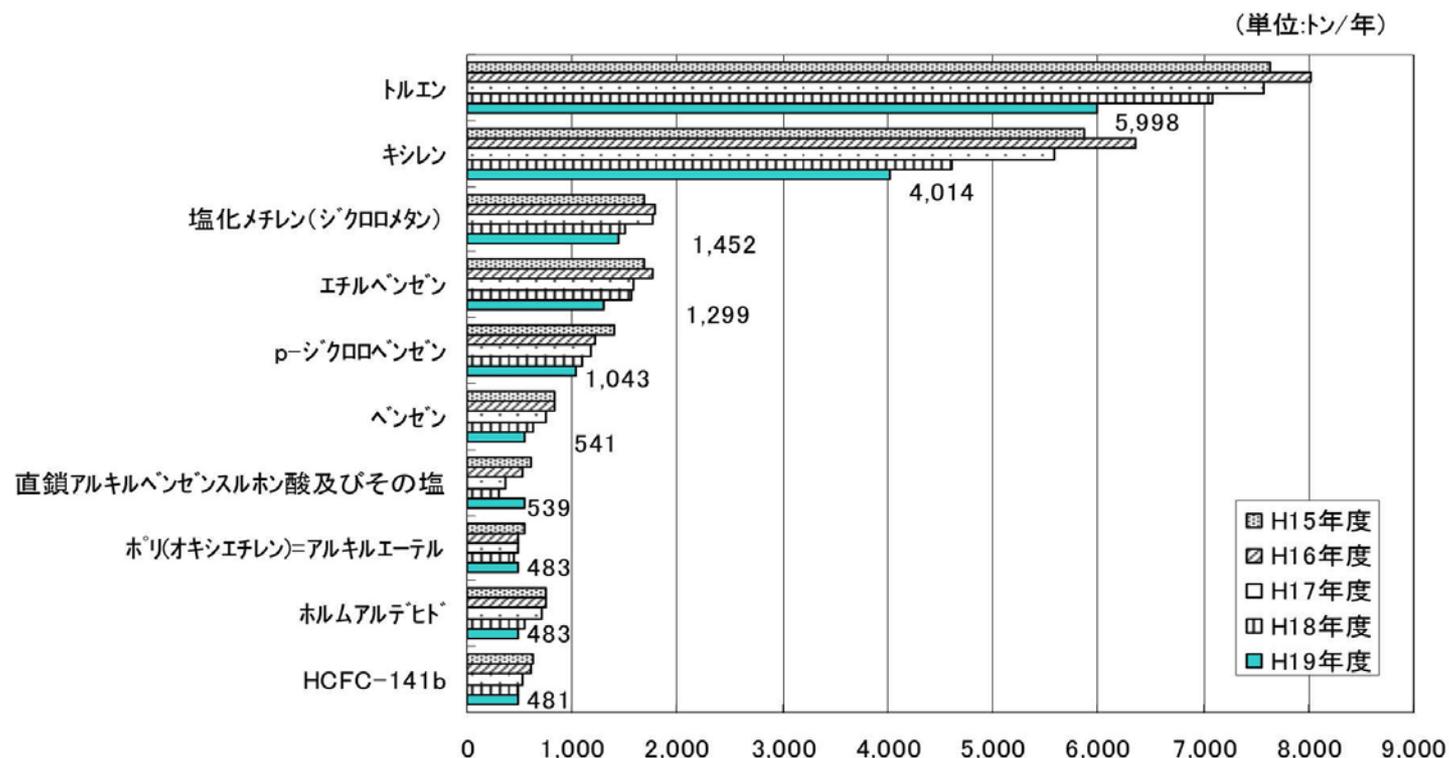
## 可住地面積あたりの化学物質排出量 (平成19年度)

	コード	都道府県	可住地面積(ha)※	PRTR対象物質排出量(kg/年)	可住面積あたりのPRTR対象物質排出量(t/年/ha)
1	13	東京都	139,623	25,670,148	0.184
2	27	大阪府	131,784	20,307,182	0.154
3	14	神奈川県	145,994	22,134,680	0.152
4	23	愛知県	295,985	32,444,297	0.110
5	37	香川県	99,184	9,789,637	0.099
6	22	静岡県	273,164	25,667,983	0.094
7	11	埼玉県	256,560	23,981,754	0.093
8	34	広島県	225,677	18,467,207	0.082
9	35	山口県	175,089	11,797,834	0.067
10	26	京都府	115,522	7,716,375	0.067
※ 総務省統計局『社会・人口統計体系』（2008）調べ					

**可住地面積あたりの化学物質排出量は全国2位**

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 化学物質関係（P R T Rデータ）

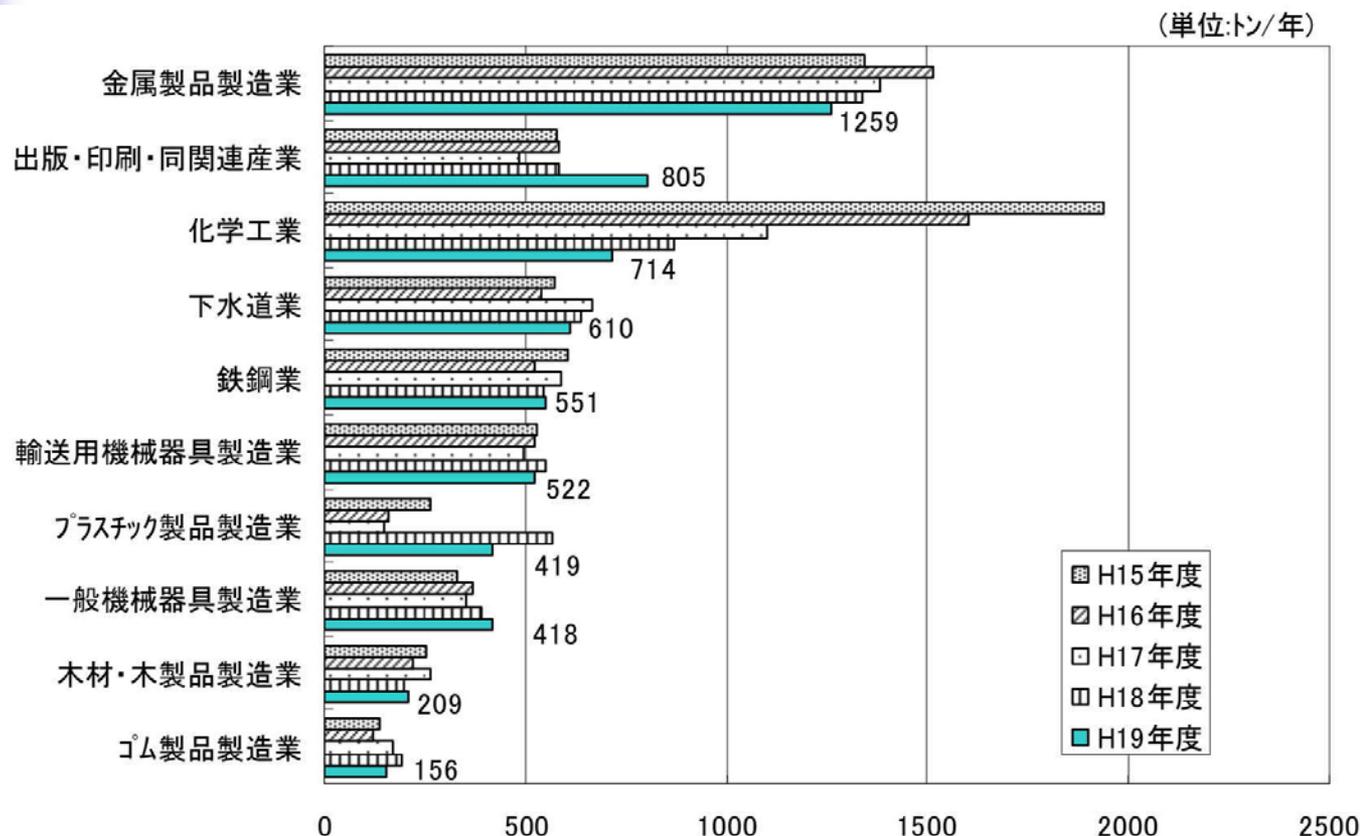
## 府域の排出量上位10物質



上位4物質までは全国と大阪府域とで同じ

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 化学物質関係（P R T Rデータ）

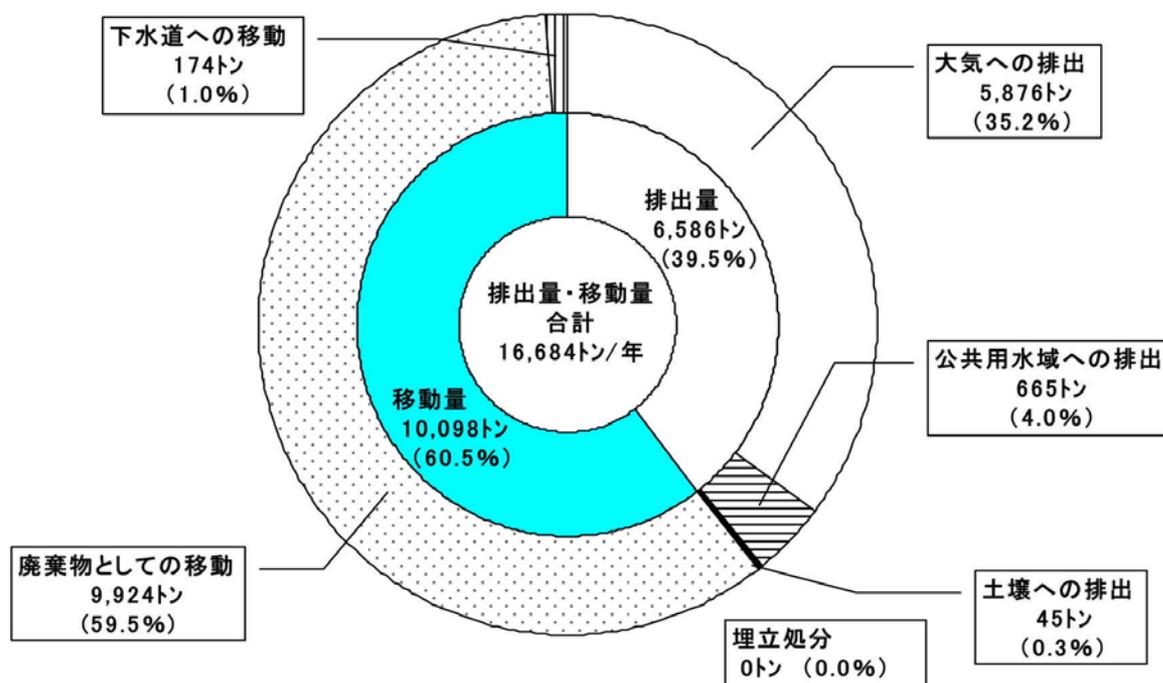
## 府域の排出量上位10業種



**府域では金属製品製造業・出版印刷同関連産業が上位を占める。  
（全国では輸送用機械器具製造業・プラスチック製品製造業が1位・2位）**

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 化学物質関係（P R T Rデータ）

## 化学物質の排出・移動先（平成19年度）



「大気への排出」及び「廃棄物としての移動」がほとんどを占めている。

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 VOC関係（VOC排出インベントリ）

## 可住地面積あたりのVOC排出量 （平成19年度）

	コード	都道府県	可住地面積(ha)※	VOC排出量(t/年)	可住面積あたりのVOC排出量(t/年/ha)
1	13	東京都	139,623	68,924	0.494
2	14	神奈川県	145,994	58,003	0.397
3	27	大阪府	131,784	48,596	0.369
4	37	香川県	99,184	31,707	0.320
5	23	愛知県	295,985	75,333	0.255
6	11	埼玉県	256,560	60,022	0.234
7	22	静岡県	273,164	62,484	0.229
8	35	山口県	175,089	34,366	0.196
9	40	福岡県	274,235	45,822	0.167
10	26	京都府	115,522	19,125	0.166

※ 総務省統計局『社会・人口統計体系』（2008）調べ

**可住地面積あたりのVOC排出量は全国3位**

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 VOC関係（PRTRデータ）

## VOC上位20物質排出量の経年変化

	対象化学物質		排出量(トン/年)		
	物質番号	物質名	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1	227	トルエン	7,642	7,106	5,951
2	63	キシレン	5,588	4,635	4,014
3	145	塩化メチレン(ジクロロメタン)	1,772	1,505	1,451
4	40	エチルベンゼン	1,577	1,564	1,299
5	299	ベンゼン	744	628	540
6	310	ホルムアルデヒド	707	556	483
7	211	トリクロロエチレン	443	430	357
8	224	1,3,5-トリメチルベンゼン	298	269	239
9	200	テトラクロロエチレン	352	305	232
10	11	アセトアルデヒド	293	232	202
11	177	スチレン	207	203	181
12	268	1,3-ブタジエン	222	171	148
13	144	HCFC-225	128	124	103
14	203	テトラフルオロエチレン	130	110	93
15	28	イソプレン	56	53	51
16	44	エチレングリコールモノエチルエーテル	52	59	39
17	121	CFC-12	51	44	36
18	217	CFC-11	49	39	34
19	8	アクロレイン	36	29	26
20	135	1,2-ジクロロプロパン	22	20	23

### 3. 大阪府域における化学物質の現況

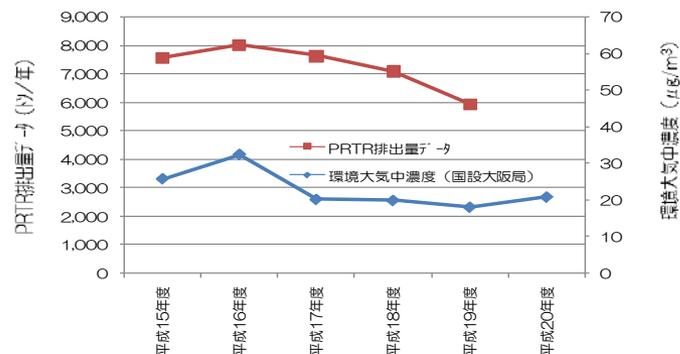
#### VOC関係（府環境農林水産総合研究所の分析結果）

## VOC上位20物質濃度の経年変化

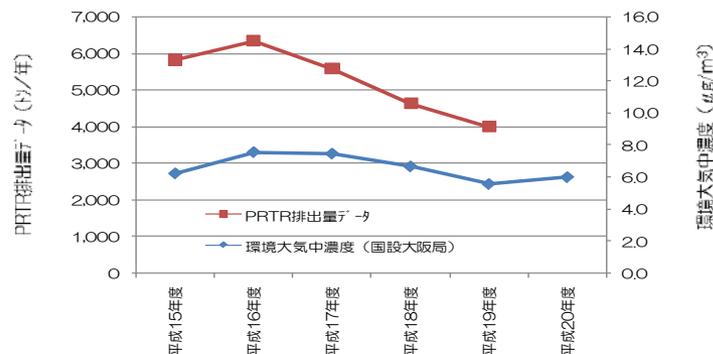
		国設大阪局（一般局）				国設四條畷局（沿道局）			
物質名		H17	H18	H19	H20	H17	H18	H19	H20
1	トルエン	20	20	18	21	25	29	23	26
2	酢酸エチル	18	19	15	19	19	10	15	14
3	イソプロピルアルコール	23	16	13	13	8.5	11	6.4	7.7
4	アセトン	14	14	13	13	11	28	11	12
5	メチルエチルケトン	7.2	7.1	7.3	9.6	7.5	5.2	7.9	8.8
6	n-ブタン	8.7	8.5	8.5	8.1	9.5	8.9	11	8.3
7	ジクロロメタン	9.4	7.6	6.7	7.8	4.1	3.9	3.7	3.7
8	キシレン	7.5	6.7	5.6	6.0	7.6	8.2	7.2	7.6
9	イソブタン	7.3	6.8	6.6	5.4	6.9	5.9	5.6	5.5
10	エチルベンゼン	5.3	5.3	4.6	4.6	4.4	5.1	4.8	4.9
11	トリメチルベンゼン類	4.9	4.5	4.8	4.3	6.1	9.2	6.4	5.7
12	酢酸ブチル	7.2	4.5	4.3	3.7	7.8	2.6	4.8	3.8
13	n-ブタノール	4.2	4.1	3.2	3.0	3.8	4.5	3.1	2.6
14	ホルムアルデヒド	4.8	3.0	2.7	2.8	4.1	4.5	3.2	3.8
15	n-ヘキサン	4.9	4.4	3.8	2.7	3.6	3.1	3.8	2.8
16	トリクロロエチレン	3.1	2.8	2.6	2.5	2.1	1.6	2.0	2.4
17	アセトアルデヒド	2.7	2.5	2.5	2.2	2.9	2.8	3.4	3.0
18	n-ペンタン	2.9	2.3	2.1	2.0	5.4	4.1	4.0	3.5
19	デカン	3.2	2.3	2.6	1.9	2.0	3.0	1.6	1.9
20	メチルイソブチルケトン	1.7	1.5	1.5	1.8	2.8	2.1	1.7	2.4

 単位：μg/m<sup>3</sup>

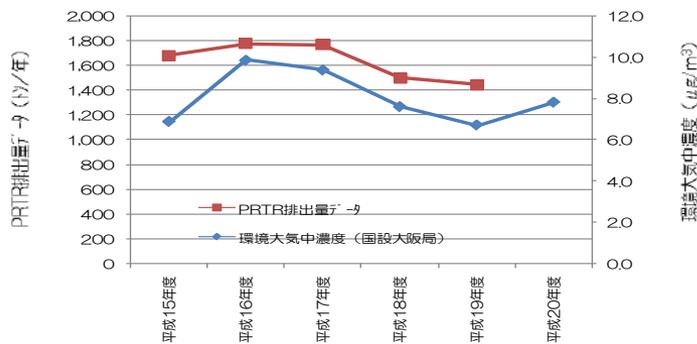
# 3. 大阪府域における化学物質の現況 VOC関係（PRTRデータと環境濃度） 排出量と環境濃度との関係



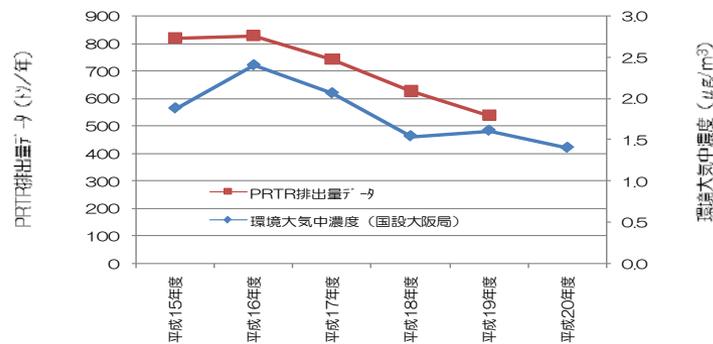
トルエンの経年変化



キシレンの経年変化



シクロロメタンの経年変化

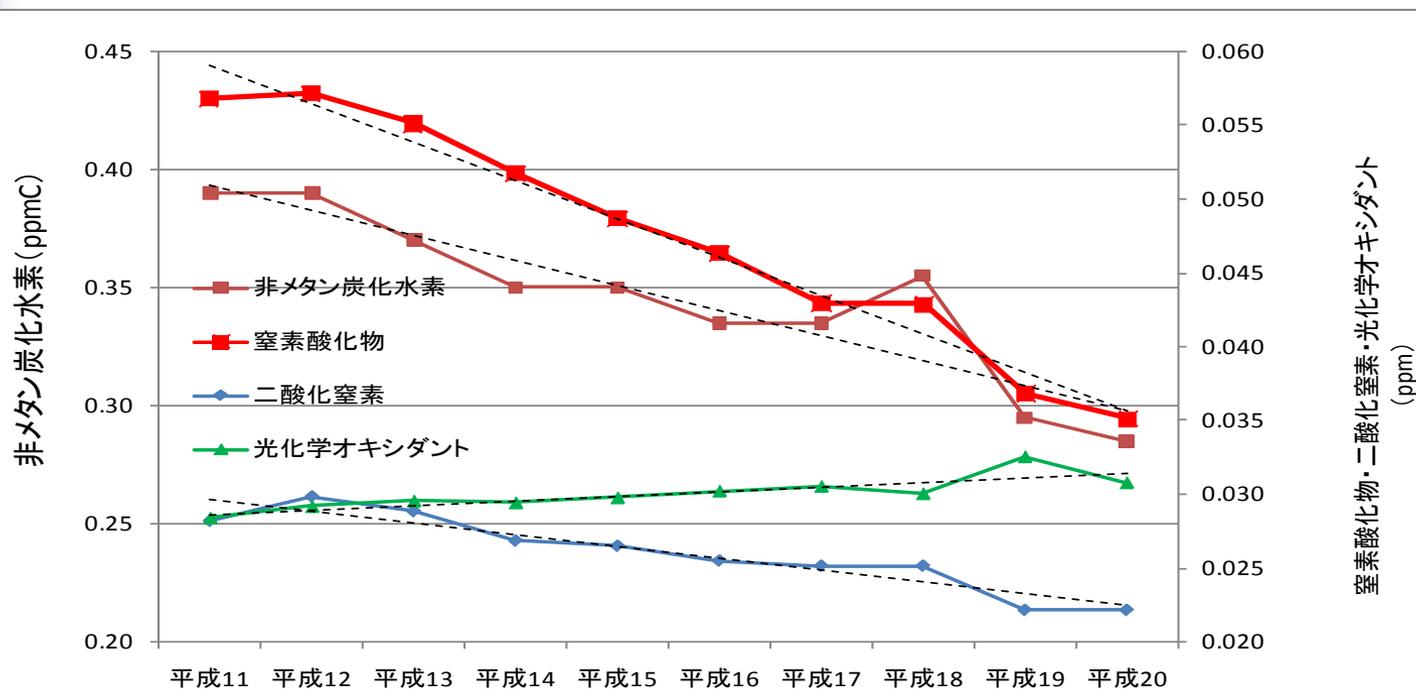


ベンゼンの経年変化

**排出量と環境濃度とがよく似た経年変化→削減の成果が環境濃度に反映されることを視覚的に示すことが可能**

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 VOC関係（府常時監視データ）

## 光化学オキシダント等の経年変化



○VOCに関連する非メタン炭化水素類（NMHC）は減少しているが、光化学オキシダントは増加傾向にある。

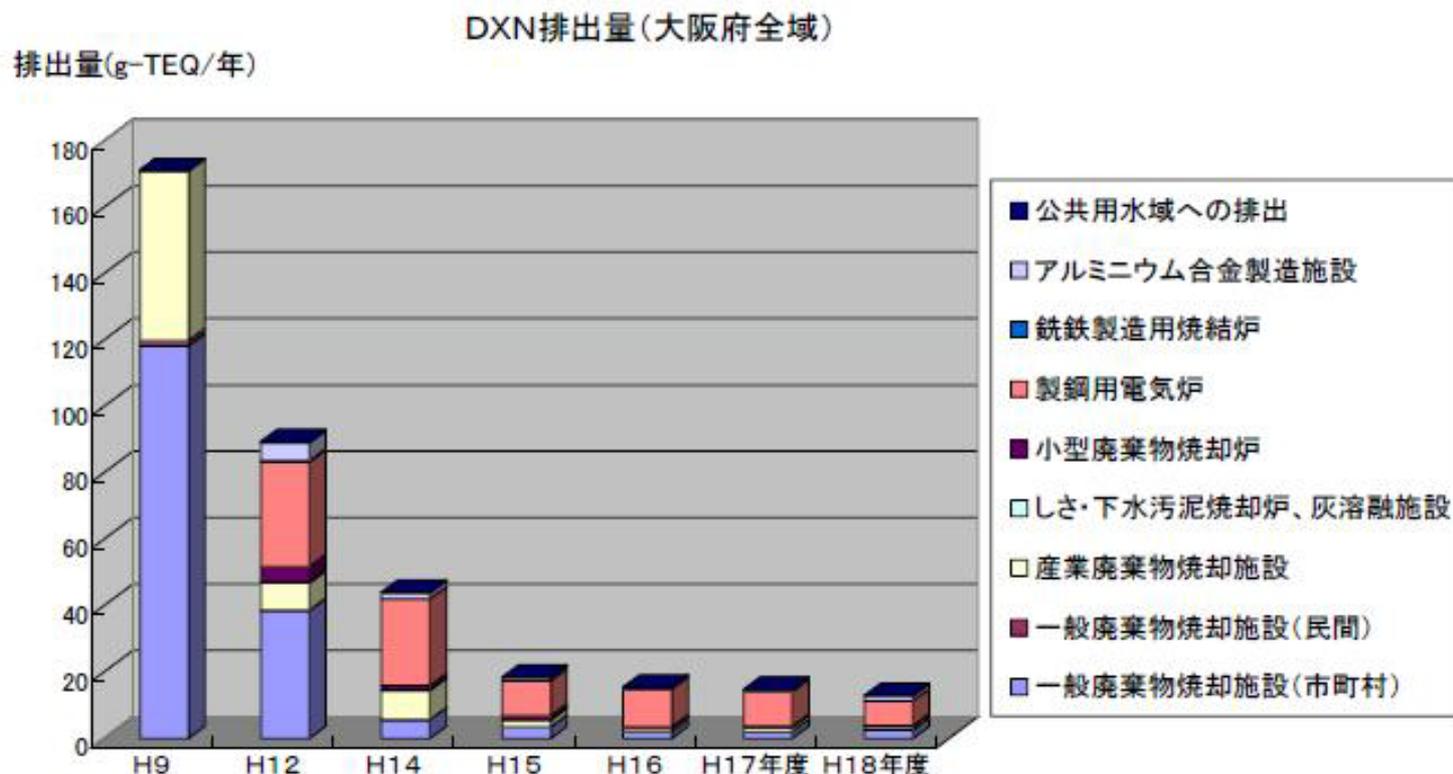
○これは、窒素酸化物の減少よりもNMHCの減少が緩やかであるためとも言われている。

→さらなるVOCの削減が必要である。

### 3. 大阪府域における化学物質の現況

#### ダイオキシン類関係

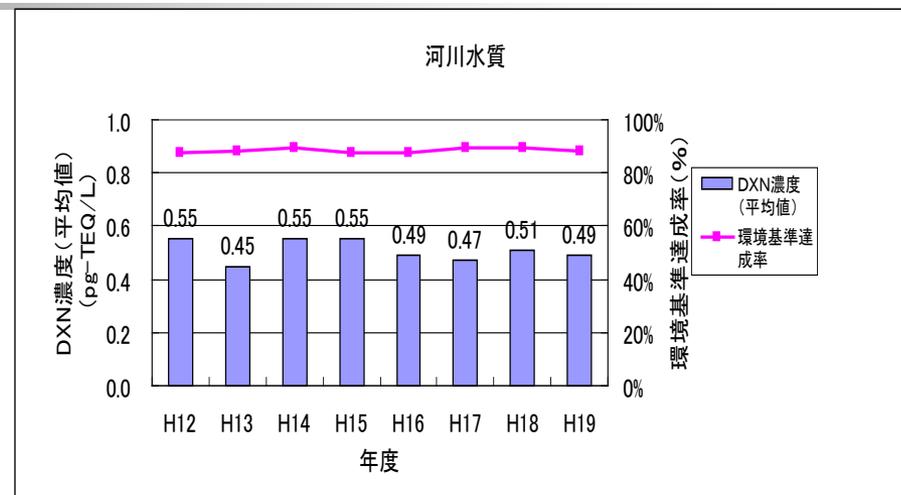
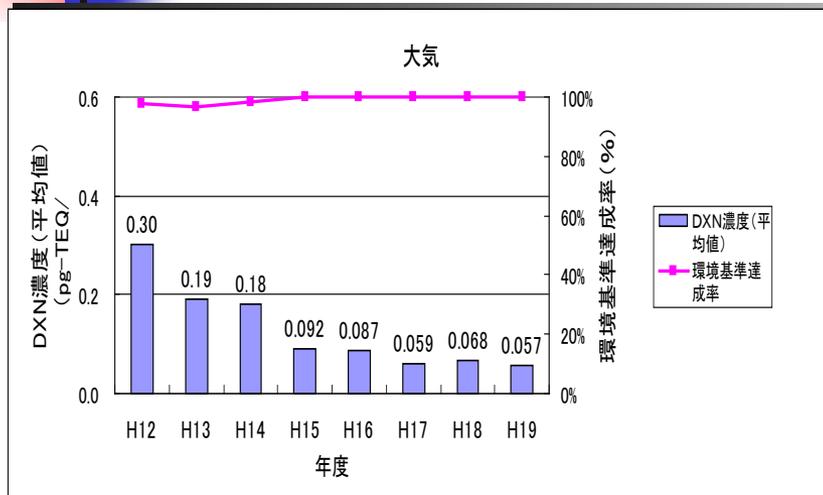
## ダイオキシン類排出量の経年変化



平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、排ガス中のダイオキシン類の規制が始まり、現在では法施行前の1/10以下になっている。

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 ダイオキシン類関係

## ダイオキシン類環境濃度の経年変化



#### (大気)

大阪府域の環境中のダイオキシン類の常時監視結果から、大気中のダイオキシン類の濃度は排出規制の効果により低下傾向であり、平成15年度以降は全ての地点で環境基準を達成している。

#### (水質)

河川などの水質については、底質中に蓄積しているこれまでのダイオキシン汚染の影響が残っていることから、ほぼ横ばいの状況で環境基準値を超過している地点もみられる。

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 有害大気汚染物質モニタリング関係

## 有害大気汚染物質の環境基準達成状況

年 度		環境基準値 (mg/m <sup>3</sup> )	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ベンゼン	区分	0.003							
	道路沿道		7(13)	9(13)	8(13)	10(13)	12(13)	12(13)	13(13)
	一般環境		12(14)	14(14)	14(14)	13(14)	15(15)	19(20)	15(15)
	発生源周辺		2(4)	4(4)	4(4)	3(4)	3(4)	5(5)	4(4)
トリクロロエチレン		0.2	22(22)	22(22)	22(22)	22(22)	22(22)	23(23)	23(23)
テトラクロロエチレン		0.2	22(22)	22(22)	22(22)	22(22)	22(22)	23(23)	23(23)
ジクロロメタン		0.15	20(20)	22(22)	22(22)	22(22)	22(22)	23(23)	23(23)

注)表中の数字は環境基準達成地点数を、( )内数字は調査地点数を示す。

- 平成19年度は全ての調査地点で環境基準を達成している。
- 指針値のある項目について、年平均で指針値を超過するものはなかった。

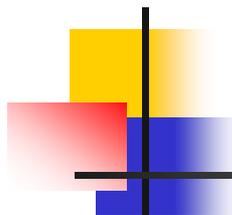
### 3. 大阪府域における化学物質の現況 要監視項目（河川水質）関係

## 要監視項目の検出状況（平成19年度）

物質名	指針値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	検出地点数	測定地点数
クロロホルム	0.06	0.006	1	63
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	0	54
1, 2-ジクロロプロパン	0.06	0.006	0	56
p-ジクロロベンゼン	0.2	0.03	0	56
イソキサチオン	0.008	0.0008	0	52
ダイアジノン	0.005	0.0005	0	54
フェニトロチオン (MEP)	0.003	0.0003	1	53
イソプロチオラン	0.04	0.004	0	56
オキシ銅 (有機銅)	0.04	0.004	0	50
クロロタロニル (TPN)	0.05	0.004	0	52
プロピザミド	0.008	0.0008	0	52
EPN	0.006	0.0006	0	104
ジクロボス (DDVP)	0.008	0.0008	1	52
フェノブカルブ (BPMC)	0.03	0.002	0	55
イプロベンホス (IBP)	0.008	0.0008	5	53
クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001	0	52
トルエン	0.6	0.06	0	63
キシレン	0.4	0.04	0	60
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	0.006	0	46
ニッケル	—	0.001	42	64
モリブデン	0.07	0.007	7	56
アンチモン	0.02	0.0002	27	53
塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	2	49
エピクロロヒドリン	0.0004	0.00003	0	49
1, 4-ジオキサン	0.05	0.005	2	53
全マンガン	0.2	0.02	32	49
ウラン	0.002	0.0002	14	53

○検出はされるが、年平均値が指針値を超過する項目はなかった。





## 4. 今後の取り組み

---

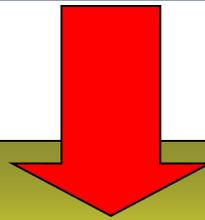
- 化学物質対策をさらに促進するために、既存の取り組みをより強化する。
- 大阪府の新環境総合計画に「化学物質による環境リスクの管理促進」を位置づける。



## 4. 今後の取り組み

# 今後の化学物質対策

**化学物質による環境リスクの管理促進**



### 【目 標】

**2020年度までに、環境リスクの高い化学物質の使用量を可能な限り抑制すること**

## 4. 今後の取り組み

# 目標達成に向けての取り組み

### ▶化学物質の使用量・排出量の削減

人や生態系に悪影響を及ぼす有害化学物質や、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因となる揮発性有機化合物の排出削減を図るために、事業者に対し、法・条例に基づく届出の徹底だけでなく技術的な助言・指導を行い、事業者による自主管理を促進させる。

### ▶リスクコミュニケーションの普及

化学物質に関する理解を促進するために、行政・事業者・府民等が集いリスクコミュニケーションを行う機会を設ける。また、リスクコミュニケーションを円滑に進めるための人材を育成する。

### ▶化学物質に関する知見や情報の充実と周知

環境リスクに関する知見・情報を収集するとともに、化学物質に関する環境モニタリング結果について、事業者や府民に対してホームページ等により周知を図る。

また、化学物質に関する環境教育を教育機関との連携により実施していく。

## 4. 今後の取り組み

# 各主体の取り組み

### ➤ 事業者

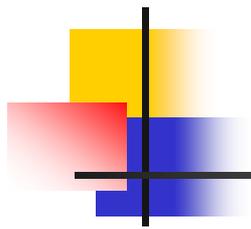
- 化学物質の製造・輸入・販売・使用・廃棄等における関係法令遵守。
- 自主的な化学物質の環境リスクの評価・管理、情報提供。
- 地域住民とのリスクコミュニケーションへの取組。

### ➤ 行政

- 化学物質の排出実態把握及び環境モニタリングの強化及び周知。
- 事業者の取組状況のヒヤリング及び取組事例の周知。
- リスクコミュニケーションの人材育成及び機会づくり。
- 教育機関との連携による化学物質に関する環境教育の実施。

### ➤ 住民・NPO

- 入手可能な情報についての的確な理解。
- 自らの生活で利用する化学物質についての環境負荷の低減。
- リスクコミュニケーションへの参画。



---

**ご静聴ありがとうございました**